

令和3年2月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年2月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社K I 企画 (法人番号: 5050002041017) 代表者 石塚清
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常総市水海道森下町4470 (本社営業所) 茨城県稲敷郡河内町源清田6205
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 170日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年1月14日及び令和2年2月28日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4) 乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17点 当該事業者の累積点数 26点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)